

申し合わせ

【戸田漁業協同組合】 遊漁申し合わせ

1. コマセ釣（アジ、イサキ、タイ等）

4月1日～9月30日 午前6時～午後6時

10月1日～3月31日 午前6時30分～午後6時

但し、地元遊漁船による観光釣り（サビキ等の短時間釣り）と、遊漁船業者以外の3トン未満の地元小型漁船（兼用船）による遊漁はこれに外する。

※イサキ釣りは、小型漁船による漁業が行われている場合、遊漁船は秩序ある操業をする事。

2. 根魚（カサゴ、アカハタ等）

戸田地区でも、小型漁船による根魚の一本釣りが行われており、漁業者の糧になっております。

そのため下記の範囲内で遊漁をする事。

周年 7時～18時

活きエサの持込み禁止

3. アンカーについて

船密集漁業、魚礁又は流し釣りをしている付近では、アンカーを入れてはならない。

4. 夜間ヤリイカ釣り

漁業者の操業を妨げてはならない距離を保つ事。

戸田では特異的な漁法が行われているため、過去に漁業者と地元遊漁船業者で行われた話し合いの決定事項を記します。

①灯火

水中灯 白熱灯は3KWまで

メタルハライドは2KWまで

上 灯 各船のお客様の安全作業が確保できる最小限の明るさにする事。

②操業時間（アンカー入れ）

漁船（漁業者）午前11時より

地元遊漁船 正午より

但し、無人のおき船は禁止。必ず操船者（資格者）が乗船していなければならない。

他地区遊漁船は、午後4時よりアンカー入れしてください。

尚、この議決1～4はプレジャーボート（非漁船、非遊漁船）での遊漁行為にも適応するものとする。